

第1回入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
1	入札説明書	1	第1					相違がある場合の優先適用	入札説明書等、令和2年1月15日に公表した要求水準書（案）、令和2年2月28日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和2年1月15日に公表した実施方針に相違がある場合は、上記の順に優先して適用すると御座いますが、優先適用に関して、令和2年1月15日に公表した要求水準書（案）と令和2年2月28日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答は逆ではないでしょうか？	「入札説明書等、令和2年2月28日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和2年1月15日に公表した実施方針等に相違がある場合は、上記の順に優先して適用する。」とします。
2	入札説明書	12	第3	3	(1)	②		構成企業	FA業務やSPC管理業務を担う企業が、SPCから直接業務を受託し、かつ出資をする場合は、「構成企業」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	入札説明書	15	第3	3	(3)			入札参加者及び協力企業の制限	FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「入札参加者及び協力企業の制限」に該当していなければ、個別の参加資格要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	市競争入札参加資格名簿に登録されていない場合には、参加表明書提出までに登録を完了している必要があります。
4	入札説明書	20	第3	4	(3)	3)	カ	基準金利	認識の齟齬を回避する為、提案時（令和2年6月30日）の基準金利について公表頂けないでしょうか。	参加資格審査結果に合わせて基準金利を公表します。
5	入札説明書	20	第3	4	(3)	3)	カ	建設一時金	一時支払金は交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合があるとのことですが、確定するのはいつ頃でしょうか。施設引渡予定日前には確定しますでしょうか。	一時支払金等は、引渡し前には確定する予定です。
6	入札説明書	20	第3	4	(3)	3)	カ	建設一時金 (サービス対価A1)	建設一時金として支払われる額は、工事費として認められる額で、様式集24-5①のうち、4.建築工事、9.調理設備、10.事務備品、11.調理備品、食器・食缶等の合計額との理解で宜しいでしょうか。また、提案書の提出時には当該金額をサービス対価A1として計算すれば宜しいでしょうか。	一時支払金等は、交付金相当額及び地方債相当額が対象となります。詳細は、入札説明書【改訂版】を参照してください。
7	入札説明書	21	第3	4	(3)	3)	コ	契約保証金	「契約を締結したときは、速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次の各号の要件を満たす場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。」とありますが、事業契約書第19条を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札説明書	21	第3	4	(3)	3)	コ	契約保証金	「契約を締結したときは、速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。」とありますが、事業契約書（案）第19条と同額として頂けないでしょうか。	NO.7をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
9	入札説明書	23	第3	6	(1)			基本協定の締結	「落札した入札参加者の構成員・協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、基本協定を締結しない。なお、市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。」とありますが、違約金が過大ですので、基本協定書第11条2項と同額にして頂けないでしょうか。また、本違約金は基本協定書同様に帰責者負担との理解で宜しいでしょうか。その場合、帰責者が支払いに関し負担できなかった場合でも、非帰責者は負担しないとの理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりとします。 本違約金は、帰責者が負担してください。
10	要求水準書	9	第1	1-3	(6)	1)		③児童・生徒数実績、想定食数	「表1-5児童数実績及び想定食数」には、令和4年度分のみ記載ですが、この数値が事業期間を通しての最大数で、食数、クラス数ともに、これ以上増えることはない、との理解でよろしいでしょうか。	今後の児童生徒の推移予測では、令和4年度が最大数となる予定です。
11	要求水準書	15	第2	2-3	(7)			食器・食缶等調達・搬入設置業務	(1つの食器につき17,000～18,000枚程度を想定している)とございますが、提案金額に影響がございますので、調達する数は確定していただけないでしょうか。	東八千代調理場分 7,000枚 西八千代調理場分 11,000枚 合計18,000枚とします。 ただし、東八千代調理場分については、事業者提案による枚数の増減を可とします。
12	要求水準書	15	第2	2-3	(7)			食器・食缶等調達・搬入設置業務	(1つの食器につき17,000～18,000枚程度を想定している)とございますが、本施設で使用しない分として、保守管理、修繕・更新は市の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書	15	第2	2-3	(7)			食器・食缶等調達・搬入設置業務	「1つの食器につき17,000～18,000枚程度」とありますが、東八千代調理場および西八千代調理場の合計数で17,000～18,000枚程度という認識でよろしいでしょうか。	NO.11をご参照ください。
14	要求水準書	16	第2	2-3	(12)	工		村上調理場の解体撤去業務	「学校給食センター村上調理場の解体・・・なお、当該アスベストの撤去・処理についての費用は本事業に含むものとする。」とありますが、公表されているアスベスト調査結果報告書以外の場所で新たにアスベストが発見された場合は、市と事業者は処理に必要な追加費用を協議の上、その費用を市が負担することで、宜しいでしょうか。	公表されているアスベスト調査結果報告書以外の場所で新たにアスベストが発見された場合においても、アスベストの撤去・処理についての費用は本事業に含まれます。
15	要求水準書	18	第4	4-1	(5)	ア・イ		対象業務	一切の修繕・更新業務を含むと記載がありますが、天災（台風・地震等）等で被害が出た場合の修繕更新業務も含まれますか。	不可抗力に該当する場合には、事業契約書第7章の規定のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
16	要求水準書	22	第4	4-2	(5)	2)	①	建物	「k.天井および窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこと。」とありますが、高所清掃となるため足場等の設置が必要となるため、毎月の実施が困難です。長期休暇期間での実施でもよろしいでしょうか。	事業者の提案を可とします。
17	要求水準書	23	第4	4-2	(5)	3)	①②	①冷蔵庫、②冷凍庫	プレハブ式の冷蔵庫と冷凍庫についての清掃とお見受けいたしますが、給電コード及び冷媒チューブは一般的にはほとんどの部分が室内露出しておりませんので、①と②両方とも1年に1回以上としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案を可とします。
18	要求水準書	25	第4	4-2	(8)			食器・食缶等保守管理業	アに、～自らが調達した食器～保守管理・修繕・更新を行う。とございますが、後半には、ただし～更新及び補充は市が行うものとし、事業範囲に含めない。とございます。これは東八千代調理場で使用する分は事業範囲に含めるが、西八千代調理場で使用する分は事業範囲に含めないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準書	27	第5	5-1	(4)	シ		対象業務	シ食器更新業務と市が実施する業務にございますので、食器更新については東八千代調理場分も西八千代調理場分も食器の更新は市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書	28	第5	5-2	(1)			表5-1 各運営担当者の業務内容及び資格等	調理責任者の担当業務内容として、「総括責任者の指揮監督の下、～」とありますが、「運営責任者の指揮監督の下」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書	29	第5	5-2	(1)			表5-1 各運営担当者の業務内容及び資格等	食品衛生責任者の資格等として、「総括責任者以外の責任者等と兼任～」とありますが、「運営責任者責任者以外の責任者等と兼任」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	29	第5	5-2	(1)			表5-1 各運営担当者の業務内容及び資格等	「※上記の者は～正社員とする。」とありますが、「正社員」とは「契約社員」ではないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	37	第5	5-3	(2)	11)		食器更新業務	市は、～食器の更新及び補充を行う。とございますのは、東八千代調理場分も西八千代調理場分もとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	38	第6	6-1	(1)			表6-1 本件施設の区分	非汚染区域に「野菜上処理室」と記載がございますが、運営上のスペースの有効活用のため、煮炊き調理と上処理室を区画する壁は設けない提案でもよろしいでしょうか。	事業者の提案を可とします。
25	要求水準書	39	第6	6-2	(1)			表6-2 諸室の概要及び要求事項	「食材料荷受室 e 外部からの虫・砂塵等の…食材料用プラットホームとの間の開口部にはエアカーテンを設置すること。また、扉は横方向へ機能的に開閉する構造（引き戸等）とし…」とありますが、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止出来れば、横方向へ機能的に開閉する扉以外の扉でも宜しいでしょうか。	事業者の提案を可とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
26	要求水準書	39	第6	6-2				食材料荷受室の扉開閉方法について	食材料荷受室の概要及び要求事項eに「扉は横方向へ機能的に開閉する構造」とありますが、例えばエアカーテン連動の縦引きシャッターとすることで衛生管理を行う対応も可としていただけますか。	事業者の提案を可とします。
27	要求水準書	44	第6	6-2				多目的室	「食材料契約説明、見積選定、栄養士研修、PTA調理講習及び外来対応等、多目的に使用可能な会議室」とありますが、調理台は、立って作業を行うことを前提とした造りで、例えば、座って話し合いを行うことには適していません。調理台の仕様が「シンク（蓋ができるもの）・IHコンロ（加熱部3口）等の機能が装備」と限定されると、室の本来の使用用途である“多目的”な利用に対して、柔軟な使用が制限されてしまいますので、幅広い提案が可能なよう、室全体に必要な調理機能が満たされていれば、調理台の細かい仕様については提案に委ねて頂けないでしょうか。	事業者の提案を可とします。
28	要求水準書	56	第6	6-5	(1)	1)		市職員用事務室の事務備品について	書庫8,800×380×1,780(H)mmは、880×380×1,780(H)mmの誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	56	第6	6-5	(1)	1)		市職員用事務室の事務備品について	市調達の栄養士専用PCが3台ありますが、これらは専用の台等は不要という認識でよろしいでしょうか（片袖机（6～8）の上で使用する想定でよろしいでしょうか）。	片袖机の上で使用することを想定しておりますが、事業者の提案を妨げるものではありません。
30	要求水準書	56	第6	6-5	(1)	3)		玄関の事務備品について	市及びSPC事業従事者用の玄関に郵便受けが要求されていますが、閉場時（閉門時）の配達も考慮し、郵便受けは閉門時でも敷地外部から投函できる門扉及び扉に設置してもよろしいでしょうか。	事業者の提案を可とします。
31	要求水準書	59	6	6-7	(1)			食缶表6-13	米飯箱は、他食缶と大きく寸法が違い、コンテナへの収納時、効率が良くありません。確保すべき容量が満たされていれば、形状については提案に委ねて頂けないでしょうか。	事業者の提案を可とします。
32	要求水準書	58	第6	6-5	(2)	1)		コンテナ等	「寸法及び重量については、配送校の状況（通路・昇降機等）を勘案し～」とありますが、配膳室を含む各配送校の図面を提供いただけますでしょうか。	必要な図面がデータで調達できた場合、今後随時ホームページにて公表いたします。（全ての配送校の図面は難しい可能性があります。）
33	要求水準書	64	第7	7-2	(1)			解体業務の成果品	「施設整備業務（解体業務を含む。）に関する報告書、成果品等」の記載がありますが、解体業務（設計）の成果品は、受領可能な図面を用いて作成する解体実施設計図との認識でよろしいですか。また、解体業務（設計）の報告書は、解体工事着手前の提出（東八千代調理場実施設計報告書とは別の提出）でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	内容	回答
34	要求水準書	67	第7	7-2	表7	22	光熱水費の分析	月次報告書の項目のうち、光熱水の分析については契約者が貴市となるため事業者で支払費用の分析ができません。「光熱水使用量の分析」と変更していただけますでしょうか。	「光熱水使用量の分析」と訂正します。
35	様式集	12					様式4	様式4の代表者名は、会社の代表取締役名で宜しいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格名簿に登録をしている代表者名（支店長名等）又は実務を行う部門の代表者となりますでしょうか。	八千代市の入札参加資格名簿に登録している代表者名としてください。入札参加資格名簿登録の際に提出した使用印鑑届兼委任状にて当該権限を支店長等に委任している場合には、委任された方となります。（当該権限を委任していない場合は、代表取締役等になります。）
36	様式集	13					様式5	様式5の所属は、実務を行う部門名で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	様式集	14					様式6	様式集1頁目に、「捺印が必要な様式の印については、市の登録印とすること。」との記載が御座いますが、様式6の代表者職氏名及び職印は、会社の代表取締役名（代表印）でも宜しいでしょうか。それとも記載通り、貴市の入札参加資格名簿に登録をしている代表者名（支店長名、支店長印）となりますでしょうか。	八千代市の入札参加資格名簿に登録している代表者名としてください。入札参加資格名簿登録の際に提出した使用印鑑届兼委任状にて当該権限を支店長等に委任している場合には、委任された方となります。（当該権限を委任していない場合は、代表取締役等になります。）
38	様式集	40					様式23-6	消費税率は10%での計算で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	様式集	40					様式23-6 DSCR	劣後ローンの資金調達を行う場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算についても、当該劣後ローン借入は資本金と同等と見なせるとの考え方により、元利金は優先ローン借入のみとして算定する予定です。	事業者の提案を可とします。
40	様式集	40					様式23-6 DSCR	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	事業者の提案を可とします。
41	様式集	40					様式23-6 PIRR, EIRR, LLCR	PIRR, EIRR, LLCRに関しましては、初年度（R2年度）に表記すれば宜しいでしょうか。尚、H26年度～H45年度になっていますが、R2年度～R19年度の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、R2年度～R19年度が正です。
42	様式集	47					様式24-5① 9. 調理設備	積算根拠欄に様式25-5②のとおりと御座いますが、様式24-5②の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	内容	回答
43	様式集	47					様式24-5① 10. 事務備品	積算根拠欄に様式25-5②のとおりと御座いますが、様式24-5③の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	様式集	47					様式24-5① 11. 調理備品、 食器・食缶等	積算根拠欄に様式25-5②のとおりと御座いますが、様式24-5④の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	様式集	56					様式26-3	SPC運営経費（SPC管理業務、PM業務、税理士報酬等）は、SPC手数料に含まれば宜しいでしょうか。	事業者の提案を可とします。
46	様式集	56					様式26-3 予測食数 令和4年度	令和4年度の予測食数は、674,730食（（通常食6,000食＋アレルギー対応食120食）×189日÷12ヶ月×7ヶ月）として、入札価格を積算する理解で宜しいでしょうか。	6,120食×122日＝746,640食とします。
47	様式集	56					様式26-3 予測食数 令和5年度～令和18年度	令和5年度～令和18年度の予測食数は、1,156,680食（（通常食6,000食＋アレルギー対応食120食）×189日）として、入札価格を積算する理解で宜しいでしょうか。	調理場の稼働日は189日程度を想定していますが、卒業式の日は該当校については給食を実施しないため、食数積算上は1日減とし、（6120食×188日＝1,150,560食）とします。
48	様式集	56					様式26-3 予測食数 令和19年度	令和19年度の予測食数は、481,950食（（通常食6,000食＋アレルギー対応食120食）×189日÷12ヶ月×5ヶ月）として、入札価格を積算する理解で宜しいでしょうか。	6,120食×66日＝403,920食とします。
49	基本協定書（案）	3					受注者	SPCに出資をする協力企業を含むと御座いますが、SPCに出資をしない協力企業を含むではないでしょうか。また、第三者出資者がいる場合、当該第三者出資者は「受注者」には含まれず、本基本協定書の締結者には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	SPCに出資する協力企業は誤記であり、詳細は基本協定書（案）改訂版をご参照ください。
50	基本協定書（案）	3	第2条	1	(7)		入札説明書	「入札説明書」とは、～入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）から、要求水準書を除いたものをいう。とありますが、「入札説明書」ではなく、「入札説明書等」ではないでしょうか？	誤記です。基本協定書（案）改訂版をご参照ください。
51	基本協定書（案）	3	第2条	1	(7)		入札説明書	「入札説明書」とは、～入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）から、要求水準書を除いたものをいう。とありますが、入札説明書1頁目では、「入札説明書等」に要求水準書が含まれておりません。誤りでしょうか？	誤記です。基本協定書（案）改訂版をご参照ください。
52	基本協定書（案）	3	第4条	1			事業予定者の設立	細かい点で恐縮ですが、事業予定者を「八千代」に設立するとなっておりますが、明確化のために、「八千代市内」と修正をお願いできますでしょうか。	誤記です。基本協定書（案）改訂版をご参照ください。
53	基本協定書（案）	3	第4条	3			事業予定者の設立	「協議に応じることができる」とありますが、そもそも市が事前の書面による承諾をした場合には出資比率等を変更できますので、「市は、当該出資比率の変更について合理的な理由なくして承諾を拒絶しない」と変更をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
54	基本協定書（案）	4	第4条	2				その他出資者	代表企業を含む構成員以外の第三者が出資する場合、当該第三者出資者は、SPCから直接若しくは構成員及び協力企業の下請けとしてSPC管理業務などを受託する可能は可能でしょうか。	SPCに出資する企業は、構成企業となります。なお、構成員は、代表企業及び構成企業を示します。
55	基本協定書（案）	4	第4条	1				SPC設立場所	SPCは八千代市内に設立することが必須要件かと思いますが、本事業用地をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	不可とします。
56	基本協定書（案）	7	第7条	7	(1)			参加資格要件	入札説明書（15頁）3-3(3)「入札参加者及び協力企業の制限」④に、「市から指名停止措置を参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者。」とありますので、本基本協定書第7条7項1号の「参加資格要件」には、「市からの指名停止措置」は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	「市からの指名停止措置」は、参加資格要件等に含まれます。なお、市からの指名停止措置に関して、落札者には、入札説明書（23頁）3-6（1）及び（3）が該当します。
57	基本協定書（案）	7	第7条	7	(2)			参加資格要件	入札説明書（15頁）3-3(3)「入札参加者及び協力企業の制限」④に、「市から指名停止措置を参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者。」とありますので、本基本協定書第7条7項2号の「参加資格要件」には、「市からの指名停止措置」は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	NO.56をご参照ください。
58	基本協定書（案）	8	第11条	2				違約金	帰責性を有する者は、連帯して～違約金として発注者に支払うものとする。とありますが、帰責者が支払いに関し負担できなかった場合でも、非帰責者は負担しないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	基本協定書（案）	8	第11条	3				違約金	第11条2項以外の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、どのような場合を想定しておりますでしょうか。	現時点で具体的には想定しておりません。
60	基本協定書（案）	8	第11条	3				違約金	受注者のいずれかの責めに帰すべき事由により第7条第1項に定める期日までに事業契約の締結に至らなかった場合、発注者は、当該受注者に対し前項に定める違約金と同様の金額を請求することが出来ると御座いますが、当該違約金債務に関しては、第11条2項と同様に、帰責性を有する者が連帯して負うとの理解で宜しいでしょうか。 またその場合、帰責者が支払いに関し負担できなかった場合でも、非帰責者は負担しないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	内容	回答
61	事業契約書（案）	2	第4条	1			出資者保証書	基本協定書別紙 1 1 による「出資者保証書」ではなく、事業契約書別紙 1 1「出資者保証書様式」の誤りでしょうか。	基本協定書（案）改訂版 別紙2「出資保証書」が正です。
62	事業契約書（案）	2	第4条	3			出資者（設立株主）による誓約保証	貴市から事前に承諾を得た場合において、出資者（設立株主）は株式の全部又は一部を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	事業契約書（案）	2	第5条	1			契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限等	貴市から事前に承諾を得た場合において、事業者は事業契約上の債権および地位を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	事業契約書（案）	3	第9条	3			本件事業用地等の使用	有益費については、市への請求を認めて頂きたい存じます。	原文のとおりとします。ただし、要求水準書の変更が伴う場合には要求水準書の変更の協議を請求できるものとします。
65	事業契約書（案）	5	第17条	1			関係協議会における協議が調わなかった場合	本条を削除して頂くか、協議が調わなかった場合の発注者の決定に起因する損害は、発注者が負担する旨の定めを追加頂きたい存じます。	原文のとおりです。
66	事業契約書（案）	5	第19条	1	(2)		保証	維持管理・運営業務費（サービス対価C）の一事業年度に相当する額ですが、一事業年度とは次年度分についての入札時の提案金額との理解で宜しいでしょうか。	一事業年度は、第65条 年次業務計画書に含まれる業務費用とします。
67	事業契約書（案）	5	第19条	1	(2)		保証	開業準備開始初年度については、サービス対価Cの一事業年度に相当する額及びサービス対価Cに相当する額に消費税及び地方消費税を加算した額の10%以上と御座いますが、サービス対価Cの一事業年度に相当する額及びサービス対価Bに相当する額に消費税及び地方消費税を加算した額の10%以上でしょうか。	お見込みのとおりです。
68	事業契約書（案）	5	第19条	1	(2)		本件業務に関する保証	開業準備開始初年度については、サービス対価Cの一事業年度に相当する額及びサービス対価Cに相当する額に消費税及び地方消費税を加算した額の10%以上とありますが、及び以降はサービス対価全額（税込み）ということでしょうか。	開業準備開始初年度については、サービス対価Cの一事業年度に相当する額及びサービス対価Bに相当する額に消費税及び地方消費税を加算した額の10%以上です。 2年目以降は、維持管理・運営業務費（サービス対価C）の一事業年度に相当する額に消費税額及び地方消費税額を加算した額の10%以上です。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
69	事業契約書（案）	5	第19条	1	(2)		本件業務に関する保証	維持管理・運営業務費（サービス対価C）の一事業年度は保証期間に相当する見込み金額と理解しますがよろしいでしょうか。また、保証期間は1年間の更新でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
70	事業契約書（案）	6	第19条	3				履行保証保険	保険金額は、第1項第1号に掲げる金額と御座いますが、設計業務を行う者、建設業務を行う者及び工事監理業務を行う者などが付保する保険金額の合計が第1項第1号に掲げる金額以上との理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。被保険者は、受注者（SPC）と理解しております。
71	事業契約書（案）	6	第19条	3	(2)			本件業務に関する保証	契約者は設計業務を行う者、建設業務を行う者及び工事監理業務を行う者のいずれかによろしいでしょうか。	契約者は、受注者（SPC）と理解しております。
72	事業契約書（案）	6	第19条	4				履行保証保険	保険金額は、第1項第2号に掲げる金額以上と御座いますが、開業準備業務を行う者、運営業務を行う者及び維持管理業務を行う者などが付保する保険金額の合計が第1項第2号に掲げる金額以上との理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。被保険者は、受注者（SPC）と理解しております。
73	事業契約書（案）	6	第19条	4	(2)			本件業務に関する保証	契約者は開業準備業務を行う者、運営業務を行う者及び維持管理業務のいずれかによろしいでしょうか。	契約者は、受注者（SPC）と理解しております。
74	事業契約書（案）	7	第21条	2, 5				第三者の使用	念のための確認ですが、本条の2項は、事業者からの一次委託、5項は、かかる一次委託の受託者からの二次委託についてのみであるという整理でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	事業契約書（案）	8	第21条	5				第三者の使用	本事業契約では、「請負人等」の文言が多く含まれておりますが、定義は不要でしたでしょうか。	誤記です。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
76	事業契約書（案）	13	第32条	2				施設整備業務のモニタリング	「5日以内」とあるのを、「5営業日以内」と変更をお願いできますでしょうか。	5開庁日以内とします。
77	事業契約書（案）	24	第58条					本件施設の瑕疵担保	民法改正は反映済みでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
78	事業契約書（案）	26	第63条	2				開業準備業務のモニタリング	「5日以内」とあるのを、「5営業日以内」と変更をお願いできますでしょうか。	5開庁日以内とします。
79	事業契約書（案）	27	第64条	2				維持管理・運営業務	「5日以内」とあるのを、「5営業日以内」と変更をお願いできますでしょうか。	5開庁日以内とします。
80	事業契約書（案）	29	第69条	3				維持管理・運営業務のモニタリング	「5日以内」とあるのを、「5営業日以内」と変更をお願いできますでしょうか。	5開庁日以内とします。
81	事業契約書（案）	30	第71条	4				異物混入・食中毒等	原因究明の結果に対して、承諾を得ることの趣旨が不明確ですので、「かつその結果に関し発注者の承諾を得た場合は、」との定めを削除して頂きたく存じます。また、その関係で、5項2号及び6項の記載もご修正頂けますと幸いです。	原文のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	内容	回答
82	事業契約書（案）	31	第72条	2			維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	受注者が負担する損害賠償額は、受注者の責めに帰すべき事由によるものに限定されているという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	事業契約書（案）	32	第73条	2			サービス対価	細かい点で恐縮ですが、鍵括弧が二重になってしまっている箇所がございますので、ご修正頂ければと存じます。	誤記です。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
84	事業契約書（案）	35	第81条	1	(10)		受注者の債務不履行等による契約の解除	本契約成立後に基本協定書第7条第5項第2号ないし第4号のいずれかの事由が生じた場合と御座いますが、基本協定書第7条は、本契約前に本事業の入札手続きに関して該当した場合の規定となっております。本契約成立後、本契約前に該当する事由が発生したことが判明した場合との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	事業契約書（案）	35	第81条	1	(10)		受注者の債務不履行等による契約の解除	本契約成立後、本契約前に基本協定書第7条第5項第2号ないし第4号のいずれかの事由が発生したことが判明した場合の条文とした場合、独禁法上の排除措置命令や課徴金納付命令は、独禁法の違反行為が終了した日から5年を経過した場合は行なうことが出来ないとの理解（独禁法の今後施行予定の改正法では7年に伸長されていますが、施行日は現状未定です。）ですが、落札者決定日から5年を経過した時点で第81条第1項第10号に該当していない場合、第82条から84条における違約金の請求を受けることはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、入札から概ね5年が経過すれば、各条項の適用はなくなるものと考えられます。ただし、その5年の起算日は、公正取引委員会（又は検察官）の判断によりますので、必ずしも「落札者決定日」になるとは限りません。
86	事業契約書（案）	35	第81条				受注者の債務不履行等による契約の解除	第81条第1項第1号～第5号、第7号～第12号及び第2項各号に関しましては帰責者が特定される場合、第82条から84条における違約金に関し、基本協定書同様に帰責者の連帯負担として頂けませんでしょうか。 P F I の特性上、コンソーシアムを組成して参加・応札することになりますが、資本関係も無い各企業が他企業に対し、経営面含め本事業の業務に限定されない事項（第1項第7号、第9号、第10号、第12号及び第2項各号）での相互に管理を行うことは事実上不可能であり、各社が負うリスクが過大と思料します。	原文のとおりとします。
87	事業契約書（案）	35	第81条	1	(5)		受注者の債務不履行等による契約の解除	「5日以内」とあるのを、「5営業日以内」と変更を願うことができますでしょうか。	5開庁日以内とします。
88	事業契約書（案）	36	第82条	2			違約金	引渡し前解除の違約金の額ですが、事業契約書（案）第19条1項1号と同様に、サービス対価 A から割賦金利を除いた額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する金額として頂けないでしょうか。	サービス対価 A から割賦金利を除いた額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する金額とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
89	事業契約書（案）	36	第82条	3				引渡し前の解除の効力等	出来形部分については、工事費以外に、設計費、工事監理費、会社経費、建中金利、資金調達費用等の出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	事業契約書（案）	37	第82条	3				出来形	出来形部分には、SPC管理費用や税理士報酬、監査報酬などの出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	NO.89をご参照ください。
91	事業契約書（案）	36	第82条	3				引渡し前の解除の効力等	引渡し前の契約解除時において、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得することができると思いますが、買取を行わない合理的な理由がない限り、貴市は買取を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	事業契約書（案）	37	第82条	3				出来形部分の買取	施設整備費相当のサービス対価Aは融資を行うこととなる金融機関への返済原資となります。出来形部分又は調達済みの什器備品等が存在する場合には、買受代金を支払い、その所有権を取得することができますが、出来形部分などがある場合には買取する建付けとし、当該検査に合格した部分の買受代金を支払い引渡しを受けるとして頂けないでしょうか。	NO.91をご参照ください。
93	事業契約書（案）	37	第83条	1				違約金	開業準備期間中の解除の違約金の額ですが、サービス対価A2（施設整備費割賦払い）のうちの開業準備業務相当額は誤りででしょうか。違約金の額は、サービス対価B若しくは、維持管理・運営初年度のサービス対価B及びサービス対価Cの合計と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額として頂けないでしょうか。	誤記です。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
94	事業契約書（案）	38	第84条	1				違約金	維持管理・運営期間開始後の違約金ですが、運営開始2年目以降に関しても、維持管理・運営初年度のサービス対価Cの合計の1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する額との理解で宜しいでしょうか。	誤記です。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
95	事業契約書（案）	40	第87条	5				発注者の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	「第1項の支払額とは別に受注者に増加費用又は損害が発生した場合」には、融資に係るブレイクファンディングコストを含むとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	事業契約書（案）	40	第88条	1				発注者の債務不履行等による開業準備期間中の解除の効力	未払のサービス対価A1（施設整備費一括払い）、サービス対価A2（施設整備費割賦払い）合計額を、第2項ないし第6項の規定に従って支払うと御座いますが、サービス対価Bの出来形部分も含めて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
97	事業契約書（案）	41	第90条					発注者又は受注者による維持管理・運営期間中の合意解約	（「合意のうえ」となっていることは重々承知しておりますが、）発注者からの中途解約もしくはその通知を認めることは、受注者の立場等を不安定にさせますので、当該定めを削除して頂きたい存じます。	原文のとおりとします。
98	事業契約書（案）	43	第95条	2				不可抗力に伴う協議等	「～発注者は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払を免れる。」とありますが、本事業遂行のため、事業中断中にもリース料や人件費などは発生致します。「～この場合において、発注者又は受注者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。」に変更していただけますでしょうか。	事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
99	事業契約書（案）	43	第96条	2				不可抗力による増加費用・損害の扱い	「不可抗力により、本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合に、受注者に本件事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、以下の規定に従う」との記載が御座いますが、貴市に引き渡し済みの施設・備品等に生じた損害に關しましては受注者は一切負担しないとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
100	事業契約書（案）	43	第7条	2				第95条 不可抗力に伴う協議等 2	「～発注者は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払を免れる。」とあり、前項で（本件竣工（完工）予定日及び維持管理・運営開始日の変更を含む。）と記載があります。施設整備期間中のみ該当するとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備期間中のみではなく、事業期間中該当します。
101	事業契約書（案）	44	第96条	2	(1)			不可抗力による増加費用・損害の扱い	受注者が事業契約書（案）別紙12で必須とされる保険以上の保険を付保して保険金を受領した場合には受注者が負担すべき増加費用額及び損害額から控除し、その他の保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は、増加費用額及び損害額から控除として頂けないでしょうか。	別紙12では、必須とされる最低限の保険であり、それ以上の事業者提案による付保する保険は、本事業実施に必要な保険であると理解しております。受領金相当額は、本事業に充当されるべきものと考えます。
102	事業契約書（案）	44	第96条	2	(2)			不可抗力による増加費用・損害の扱い	当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B（固定費）及びサービス対価B（変動費）の合計（維持管理・運営初年度に解除された場合は、維持管理・運営初年度のサービス対価Bの合計）の100分の1に至るまでと御座いますが、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価C（固定費）及びサービス対価C（変動費）の合計（維持管理・運営初年度に解除された場合は、サービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価Cの合計）の100分の1に至るまで、ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
103	事業契約書（案）	50	第112条					融資者との協議	本条文中に記載の内容に関して、具体的な内容を取り決めするべく、貴市とSPCに融資を行うこととなる金融機関の間で直接協定を締結するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	事業契約書（案）	54						別紙1 用語の定義 37. 入札説明書等	入札説明書（1頁目）と定義が異なりますが、事業契約締結後には、別紙1用語の定義に読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
105	事業契約書（案）	58						別紙3 本件日程表 建設期間	別紙3では、建設期間は本契約締結の翌日～令和4年6月30日までとされており一方で、別紙1用語の定義15では、建設期間は受注者が施設整備業務に着手した時から、本件施設の引渡しの完了までの期間とされています。また、別紙1用語の定義28において、施設整備業務期間は、本契約の効力発生から、給食センター本件施設の引渡しの完了までの期間と定義されています。どれが正しいでしょうか。	本契約締結の翌日～令和4年6月30日までの期間中における施設整備業務着手日～本件施設の引き渡しの完了までとさせていただきます。
106	事業契約書（案）	60						別紙4 イ.ア）（ア） サービス対価A1	本件施設の引渡し（令和4年6月末日予定。但し、入札説明書（10頁目）2-7記載のとおり、事業者提案に基づく。）後に請求が可能で、請求を受けた日から40日以内に支払われるとの理解で宜しいでしょうか。事業契約書（案）別紙5の請求可能時期が令和5年1月と記載されておりましたので念のため確認させていただきます。	お見込みのとおりです。
107	事業契約書（案）	60						別紙4 イ.ア）（イ） サービス対価A2 割賦手数料	サービス対価A2（割賦払い）の割賦債権発生時期は、引渡完了日の翌日という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	事業契約書（案）	60						別紙4 イ.ア）（イ） サービス対価A2 割賦手数料	サービス対価A2（割賦払い）の第一回目の元利金対象日数は、引渡完了日の翌日から令和4年12月31日までという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	事業契約書（案）	60						別紙4 イ.ア）（イ） サービス対価A2 割賦手数料	サービス対価A2（割賦払い）の支払いは60回の元利均等払という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	事業契約書（案）	60						別紙4 イ.ア）（イ） サービス対価A2 割賦手数料	サービス対価A2（割賦払い）の請求可能時期は、事業契約書（案）別紙5の請求可能時期記載のとおり、初回は令和5年1月、最終回は令和19年9月という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	事業契約書（案）	60						別紙4 イ.ア）（イ） サービス対価A2 基準金利	基準金利がマイナスとなった場合にはゼロとする（ゼロフロア）条文を追記願います。	「基準金利がマイナスの場合は、基準金利「0%」と読み替えるものとする。」を追記します。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	内容	回答
112	事業契約書（案）	60					別紙4 イ. ア) (イ) サービス対価 A 2 基準金利	基準金利はTSRを採用していますが、本件金利決定日（施設の引渡し日の2銀行営業日前）時点ではTSRの金利指標であるLIBORが廃止されている可能性が極めて高いです。廃止された場合の後継金利に関する文言の追加をお願いします。	廃止された場合の後継金利に関する文言の追加を検討します。
113	事業契約書（案）	60					別紙4 イ. ウ) サービス対価 C	サービス対価 Cにおいて、消費税及び地方消費税は各支払ごとに切捨てて宜しいでしょうか。もしくは年度単位で最終回に調整した方が宜しいでしょうか。	サービス対価 Cにおいて、消費税及び地方消費税は年度単位で最終回に調整してください。
114	事業契約書（案）	60					別紙4 イ. ウ) (ア) サービス対価 Cの固定料金	サービス対価 Cの固定料金部分は毎年度同額にする必要がありますでしょうか。	毎年度同額にする必要はありません。
115	事業契約書（案）	60					別紙4 イ. ウ) (ア) サービス対価 Cの固定料金	サービス対価 Cの固定料金部分について、令和4年度は初回を年度の7分の4、2回目は年度の7分の3という理解で宜しいでしょうか。また、令和19年度は初回を年度の5分の3、2回目は年度の5分の2という理解で宜しいでしょうか。	当該年度の固定料金部分については、年度の1/2で支払う予定です。
116	事業契約書（案）	60					別紙4 イ. ウ) (ア) サービス対価 Cの固定料金	サービス対価 C（固定料金部分）において、年額を4分の1にした際に端数が生じた場合、各年度の第1四半期分に端数を加算して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	事業契約書（案）	61					別紙4 サービス対価の基本的な考え方 イ.(ウ)a	変動料金の単価設定と根拠については、事業者委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	事業契約書（案）	61					別紙4 サービス対価の基本的な考え方 イ.(ウ)b(b)	提供対象者数及び提供給食数の保証については、4,500人以上6,500人以下とならない場合は、固定費と変動費の割合の見直し若しくはサービス対価Cの見直しについて協議を行うとありますが、本件施設の調理能力は要求水準書等で記載の約6,000食/日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	事業契約書（案）	68					別紙6 提出書類一覧	車両リスト及びカタログとありますが、配送車両はリースする場合も同様という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	事業契約書（案）	73					別紙9 開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング 2. (2) 表	「指定時間内に給食を配送できなかった場合」で結果的に給食を喫食できた場合でも「レベル4」という比較的重いペナルティとなっています。実情として短縮授業や行事など、学校の都合で早めの到着を要求されたりする場合も多く、当初の資料では読み取れないケースがあります。学校要望時間は要求水準規定でないことを明確に区分していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。学校都合により時間が変更され、予め市の承諾を得た場合には、当該項目には該当しないことを想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	内容	回答
121	事業契約書（案）	75						別紙10 サービス対価の減額 2. (2)	減額金額は（当該四半期のサービス対価C）全体に減額率を掛け、食数を更に減額する算定となっています。サービス対価Cは運営業務また維持管理業務の固定費と変動費も含まれます。減額金額を「（当該四半期のサービス対価のうち運営業務固定費）」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
122	事業契約書（案）	79						別紙12 a. ア建設工事保険	保険始期の工事開始予定は、工事着工日との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	事業契約書（案）	79						別紙12 a. ア建設工事保険	保険金額「本施設の建設工事費」は、様式24-5①初期調達費見積書のうち、4（建築工事）～15（付帯）までの合計額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	事業契約書（案）	82						別紙14 請負人等保証書様式	第1条では、保証人は、事務備品に関するものと受注者の発注者に対する債務を連帯して保証するとありますが、事務備品を調達する企業と、建設工事を実施する企業は同一でない場合、本保証書は事務備品と建設工事に分けて、それぞれ八千代市長宛てに差し入れるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	事業契約書（案）								細かい点で恐縮ですが、以下の定めにつき、いずれも読点が重複しておりましたので、ご修正頂ければと存じます。 ・62条1項2項 ・65条1項 ・83条1項 ・84条2項	誤記です。事業契約書（案）改訂版をご参照ください。
126	実施方針に対する 質疑回答	5					28	建設予定地の測量図	建設予定地の現況平面測量図及び高低測量図（CADデータ共）は、開発事業者から提供があった場合、公表する予定と記載されていますが、今後公表等の予定はありますか。	令和2年5月22日に公表したものが全てとなります。
127	実施方針に対する 質疑回答	6					33	既存給食センター	既存センターデータについて、「入札説明書等の公表時にデータ化が可能だった場合、併せて公表します。データ化ができなかった場合、窓口での閲覧・提供を可とします。」と記載がありますが、今後データ提供の予定はありますか。	40年以上前の図面（A1サイズ）となっており、データ化ができませんでしたので、窓口（八千代市教育委員会 保健体育課）での閲覧・提供とさせていただきます。